平成２６年（フ）第７１２号
神戸市中央区中山手通８丁目１番３―503号
債務者　戸崎　鉄也
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９９号
神戸市北区ひよどり台５丁目８番地　52棟404号、従前の住所神戸市灘区船寺通１丁目１番11号　森山ハイツⅡ３Ｃ
債務者　國廣　智恵（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３３号
熊本市北区西梶尾町577番地５　前田ハイツⅢ106号
債務者　神月　紗季（旧姓川岸）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６７１号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水3520番地
債務者　髙木　博仁
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５号
熊本県菊池郡菊陽町杉並台２丁目９番１―102号　ダイオハイツ、前住所熊本県八代市平山新町4547番地　１―13
債務者　浦上　正義
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２号
青森市花園２丁目９番30号　マンション甲田311号
債務者　葛西　寿人
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８７号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目６番８号　ハウスブロッサ１Ｂ
債務者　新田　　悟
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１１３号
山口県周南市大字大河内700番地の376
債務者　有坂　太郎
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２１５５号
名古屋市守山区太田井２番51号　タウニー塚本201号、従前の住所名古屋市守山区苗代１丁目12番18号　ファミリアーレ小幡苗代801号
債務者　駒井由希子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９９９号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字栄78番地
債務者　鈴木みどり
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０１５号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字栄78番地
債務者　鈴木　信義
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２６６号
千葉県成田市青山242番地１
破産者　飯田　　豊
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第９６号
千葉県君津市久留里市場534番地
破産者　クルリ運送合資会社
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１２０号
神奈川県三浦市初声町高円坊1589番地
破産者　有限会社三崎運送社
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１２７号
神奈川県横須賀市坂本町２丁目19番地　やすらぎ荘Ｄ号（被相続人の相続開始時の住所地）
破産者　被相続人亡八嶋勇の相続財産
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１５９号
神奈川県横須賀市二葉１丁目38番18号
破産者　有限会社エムテックワン
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１６８６号
札幌市西区八軒10条西６丁目４番25号
破産者　有限会社イマージュ札幌
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７８６号
札幌市豊平区平岸３条５丁目４番22号　平岸グランドビル303号、商業登記簿上の本店所在地札幌市白石区菊水９条３丁目５番６号
破産者　株式会社ｇｏ’ｓ
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９０３号
北海道石狩市生振三線南
破産者　有限会社ホッカイフーズ
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部